

2018年度（第7回）

香川県スーパーグランドシニア&女子シニアゴルフ親善競技

開催日：平成30年11月29日(木)
開催コース：鮎滝カントリークラブ

主催 香川県ゴルフ協会
主管 香川県ゴルフ場支配人会

J G Aゴルフ規則を適用する。ゴルフ規則と付属規則 I の規定は最新のゴルフ規則が適用される。
ただしゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に記載されている場合を除き
ローカルルール及び競技の条件の罰は2打の罰とする

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則27-1）
アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。現にプレーをしているホールのOBラインを超えて他の区域に止った球はOBとする。
2. 修理地（規則25-1）
修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ラテラルウォーターハザード（規則26-1）
ラテラルウォーターハザードは赤杭又は赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は、線をもってその限界を標示する。
4. 動かさない障害物（規則24-2）
 - a. 排水溝
 - b. 動かさない障害物に接している他の動かさない障害物は一体の障害物とみなす。
 - c. 動かさない障害物に白線で繋がれた区域はその障害物の一部とみなす。
 - d. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物について『ゴルフ規則付 I (A) 4 a』を適用する。
5. 電磁誘導カート（11番・17番ホール）
電磁誘導カート用の2本の人工の表面を持つ軌道は、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路上にある場合、プレーヤーは規則24-2 b (i) の救済を受けなければならない。
6. コースと不可分の部分
3番グリーン奥バンカー並びにベアグラウンド土留用枕木・18番ホールのバンカーに接する枕木。
7. 地面にくい込んでいる球の救済
『ゴルフ規則付 I (A) 3 a』を適用する。
8. プレーヤーの球がパッティンググリーン上にある場合、その球やボールマーカーがプレーヤーやキャディー、またその携帯品によって偶然に動かされても罰はない。その動かされた球やボールマーカー規則18-2、規則20-1に規定されている通りにリプレースされなければならない。
このローカルルールはプレーヤーの球やボールマーカーがパッティンググリーン上にあり、いかなる動きも偶然である場合にだけ適用する。
9. 規則6-6 d 例外
規則6-6 d 例外は以下の通り修正される。
どのホールであっても、競技者がスコアカードを提出する前には罰を受けていたことを知らずに1打または複数の罰打を含めなかったために、真実より少ないスコアを提出していた場合、その競技者は競技失格とはならない。このような状況では、その競技者は該当する規則に規定されている罰を受けるが、規則6-6 d に違反したことに対する追加の罰はない。
該当する罰が競技失格である場合にはこの例外は適用しない。
10. 特設ティ
以下のホールにてティインググランドからの球がOBの場合は、2打罰を付加して、前方の特設ティよりプレーする事ができる。尚その際にはティアップする事ができる。
特設ティ設置ホール O U T : 2 番、3 番、5 番、6 番、7 番、9 番ホール
I N : 1 0 番、1 1 番、1 2 番、1 4 番、1 5 番、1 7 番、1 8 番ホール

《裏面に続く》

11. ラテラルウォーターハザード特設ティ

8番・14番・16番ホールで第1打がラテラルウォーターハザードに入った場合は【赤色マークの特設ティ】よりプレーイング3でプレーする事ができる。尚その際にはティアップする事ができる。

競 技 の 条 件

1. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

2. クラブと球の規格

- (a) 適合ドライバーヘッドリスト（付属規則 I (B) 1a）を適用する。
- (b) 公認球リスト（付属規則 I (B) 1b）を適用する。

3. 険悪な気象状況によるプレーの中断（規則6-8b注）

付属規則 I (B) 4を適用する。通報は以下の通り。

プレーの即時中断：カート無線及び放送で競技者に連絡する。

プレーの中断：カート無線及び放送で競技者に連絡する。

プレーの再開：カート無線及び放送で競技者に連絡する。

注：険悪な気象条件による中断中は、委員会が開放を宣言するまで、すべての練習施設は閉鎖となる。閉鎖されている施設で練習したプレーヤーは参加を取り消されることがある。

4. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付 I (B) 5b』を適用する。

5. 移 動

ラウンド中の共用ゴルフカート及びコース備え付けの移動用機器の使用を認める。

カートはキャディー及び共用するプレーヤーが運転することができる。カートを使用する場合は、カートはプレーヤーの携帯品の一部とする。カートを共用する場合は、共用のカートとそれに乗っている人や物は、球が関連しているときはすべてその球の持ち主の携帯品とみなす。但し、そのカートを共用しているプレーヤーの一人がカートを運転していたときは、そのカートとそれに乗っている人や物はすべてそのプレーヤーの携帯品とみなす。

6. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は規則付 I (B) 2を適用する。

7. スコアカードの提出（裁定6-6 c /1）

スコアリングエリア方式を採用する。

8. 順位の決定

全部門においてタイが生じた場合は、1位を含み全て年長者上位とする。

9. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

10. 使用ティーマーカー

コンペティションマーク（男女同一ティー）を使用する。

注 意 事 項

- 1. 競技の条件やローカルルールに追加・変更のある時は、掲示して告示する。
- 2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは、使用禁止とすることがある。
- 3. 本競技は、距離計測器等の使用は認めておりませんのでご注意ください。
- 4. コース内での携帯電話は、許可なく使用を禁止する。
- 5. 競技委員会は競技中を含めいつでも出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことができる。

競技委員長 青木 茂